申請日 令和 年 日 月

中古住宅適合証明申請書

(フラット35・財形住宅融資) (第一面)

1. 独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準、手続及び下記の申請者確認事項を了承し、下記の個人情報の取扱いについて同意の上で、次のとおり物件検査及 が適合証明を申請します。 なお、売主名その他第三者に関する情報については、偽りその他不正な手段によることなく適正に取得し、かつ、本人の同意を得た上で、提供します。

2. 次表の代理者欄に記載された者にこの申請手続を委任します(代理者欄が記載された場合に限ります。)。

検査機関名 建築士事務所:	名				御中				
申請者	氏 名 又は 名 称	フリガナ							
	TEL (-)) - (フリガナ	住所:)	FAX () - () - ()	担当者名: (事業者の場合)
代理者 (申請者以外が手続す る場合に限り記入)	氏 名 又は 名 称 〒(住所:						
手数料	TEL(□ 申請者) - (「 会社名:)	FAX () - () - (担当者名:)	担当者名: (事業者の場合) 連絡先:
請求先 建物の所在地 (地名地番)	□ 代理者	\longrightarrow	┗住所:〒(-)				
のであり、 <u>申請者</u> 3 申請住宅につ <u>らないことがある</u> 4 申請者と住宅の身 5 検査途中の段階 6 発行後の適合証 年間(適合証明受) 7 当該住宅の検査 8 フラット35Sを利り	をに対して住いての適合にとを承知しませるが異なるで、当な名が異なるで、当なられないでは書の有効が期理日においてはに伴いキズ等に伴いもぶ場合は、	をの現疵がないこ 証明は、 <u>建築基準 ています。</u> 3場合は、現地調査日 が要件に不適合であ	と及び住宅の 法への適合を までに居住者の ることが判明したの 場合は現地調査 うつであることを承 さ、補修等を求 り期間が定められて	性能を保証明するものでは、 でするでは、 でするで、 でするで、 では、 では、 でいましています。 でいますので、 でいまするで、 でいますので、 でいますで、 でいまでで、 でいまで、 でいまで、 でいまで、 でいまで、 でいまで、 でいまで、 でいまで、 でいまで、 でいまででででででででででででででででででででででででででででででででででで	証するもので っのではない す。 、それ以降のを 引、マンションの す。 承知し、これに 、当該申込期	はないことを承発 ことを承知してい 食査が行われず、そ 場合は現地調査! こついて当該住宅の 間内に借入申込み	知しています。 います。また、建築 とれまでの検査費用に 日から5年間(適合証 の所有者の同意を得 を行う必要があること	基準法 について** E明受理日 ています。 とを承知し	
務及び利用目的の (1)業務 内容に関す イ そ目の的 物件検査を利害を利用目検査機関す イ おののの場合を利用まとなった。 ウ 生のののは、 後権機関等は、 (2)利用検査を利害を他が、 である。 (2)利用検査を利害といる。 (3) (4) (4) (5) (5) (6) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	する業務の内(人) ・ 一名検査を行い ・ 一名検査を行い ・ 合に付ける ・ 歯音がことをやいまして ・ おいまして ・ おいまして ・ は、 ・ は、 、 は、 ・ は、 ・ は、 、 は 、 は 、 は 、 は 、 は	以下「検査機関等」とは 能囲で利用いたしま 、機構のフラット35 文 業務 請に際して取得した低 明業務の実施のため す。) 等に基づく権利の行け 引を適切かつ円滑に、 護に関する法律(平成	す。 は財形住宅融資 個人情報は、次の の(同一建築物内の 更や義務の履行の 覆行するため は15年法律第57号	目的で利用 の他の住宅 のため 計第23条第	る技術的基準 します。 について適合に 1項各号に掲	に適合することを記 証明業務を実施す ずる場合を除き、よ	証明する業務(以下「 でる場合において、個 な客さまから提供を受	適合証明人情報の	で、)から提供を受けた個人情報を次の業業務」といいます。) うち当該建築物全体に関する検査の結 情報を第三者に提供することはありませ で機構等に提供することがあります。
	個人情報の				提	提供する個人情報			
機構				庁う融資、フ 対象となる住 −ンや住宅間 −トの実施等	切かつ円滑な ラット35(中古 E宅等の審査及 関連の情報提信 ほよる機構に「	中古住宅適合証明申請書に記載された お客さまの属性等(氏名、住所、電話番 号等)申請に関する住宅情報(所在 地、構造、面積、仕様、検査の結果等)			
申請住宅について機構のフラット35(中古住宅)の融資の申込みを行う金融機関 機構と協定を締結し、適合証明業務を行う建築士事務所及 び建築士の登録を実施する機関(注)					宅)に関する債 切かつ円滑な				
限ります。)		適合証明を依頼した							
i		、(一社)日本建築:					といいます。		
※検査機関等	受付欄	※検査者等名	※決表	裁者名	※整理簿等	F記録照合欄	※判定欄		
(証明年月日及び番号) 令和 <u></u> 年 <u></u> 月 <u></u> 月 第									

※備考欄

中古住宅適合証明申請書

(フラット35・財形住宅融資)

(第二面)

融資の種別(注1)		□ フラット□ 財形住宅	,		ト35+財形住宅 ースプラスマンション)に)に限る。	
建物の所在地	地名地番										
	住居表示										
建物又は団地の名称 (マンションの場合)							住宅番	号		号	
売主名又は 不動産仲介等業者名					担当者() TEL. ()–()–()	
住宅の種類(注2)		□ 一戸建て等 □ マンション									
戸建型式		□ 一戸建て □ 重ね建て□ 連続建て □ 共同建て			併用住宅	併用住宅区分 □ 専用住宅 □ 併用住宅※ ※フラット35(中古住宅)の場合に限る。					
フラット35Sの基準の適用 (注3)(注4)		□有□無		フラット35Sを 適用する基準 (注5)	□ 2.耐震性(□ 3.バリアフ!□ 4.耐久性・【中古タイプ基!□ 5.開口部階□ 7.段差解?【特に優良な住□ 9.省エネル・□□ 10.耐震性□ 11.バリアフ	一性(□□ □ 耐震等 以一性(高齢 可変性(多ん 準】(金利B ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1. 断熱等性能等級 2. 建築物エネルギ 5級 (耐震等級構造 者等配慮対策等級 比対策等級3以上等 3プラン) 5.) □ 6	一消費性能基準	以上) □ 免震系 省エネ) ジリア) 2.認定低炭素住宅) 津築物)	
提出書類		別添の適合	·証明申請書	碁類チェックリスト	による。						
確認済証の有無		□ 有 □ 無			増・改築 修 繕	の有無	増·改築 修 繕		〕無 〕無		
適合証明書発行	希望日	令和	年	月日	現地調査	令望日	令和	年 月	日		
備考(注								(1.10.22.22		Man (2)	

- (注1) 財形住宅(リ・ユース住宅及びリ・ユースマンション)の適合証明書交付を希望した場合、当該適合証明書はフラット35(中古住宅)並びに財形住宅融資(リ・ユースプラス住宅及びリ・ユースプラスマンション)の適合証明書として利用できませんのでご注意ください。
- (注2) 「一戸建て等」:一戸建て、連続建て、重ね建て及び地上階数2以下の共同建ての住宅 「マンション」:地上階数3以上の共同建ての住宅(構造が耐火構造(性能耐火含みます。)又は準耐火構造)
- (注3) フラット35Sにおいて、全ての基準についての適合証明業務を行うことができるのは検査機関に限ります。適合証明技術者は、フラット35S(中古タイプ基準) に係る判定に限定されますのでご注意ください。
- (注4) フラット35による住宅ローンの借換えの場合は、フラット35Sを利用することができません。
- (注5) フラット35Sを適用する基準は、評価方法基準に定められた等級、建築物エネルギー消費性能基準等と同じ基準です。
- (注6) 劣化対策等級3以上等: 評価方法基準による劣化対策等級3、維持管理対策等級2以上及び一定の更新対策(一戸建て以外の場合に限ります。)が必要
- (注 7) フラット355(特に優良な住宅基準)のうち「9.省エネルギー住 2.認定低炭素住宅」を希望される場合は、「認定低炭素住宅の認定後の増・改築の有無」を備 考欄に記載してください。なお、「都市の低炭素化の促進に関する法律」(平成24年法律第84号)の規定により集約都市開発事業計画が認定された住宅を含
- (注8) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画が認定された住宅をいいます。
- (注9) 高齢者等配慮対策等級4等: 評価方法基準による高齢者等配慮対策等級4以上(共同住宅の専用部分は等級3でも可)
- (注10) フラット35S (特に優良な住宅基準)のうち「12.耐久性・可変性」を希望される場合は、長期優良住宅の認定が取り消されたものではないことを確認してください。取り消されている場合は、フラット35S (特に優良な住宅基準)「耐久性・可変性」を利用することができません。